

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 9 号

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の一部を改正する等の条例

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 1 条 相模原市国民健康保険診療所条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名 称	位 置
-----	-----

」

を

「

名 称	位 置
相模原市国民健康保険青野原診療所	相模原市緑区青野原 2 0 1 5 番地 2

」

に、

「

相模原市国民健康保険内郷診療所	相模原市緑区若柳 1 2 0 7 番地
-----------------	---------------------

」

を

「

相模原市国民健康保険内郷診療所	相模原市緑区若柳 1 2 0 7 番地
相模原市国民健康保険藤野診療所	相模原市緑区小渕 1 6 5 6 番地 1

」

に改める。

第4条第1項ただし書中「又は規則」を「、規則」に、「若しくは被扶養者、」を「又は被扶養者」に改める。

第11条を第24条とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第14条とし、同条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所(以下「指定管理診療所」という。)の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定するときは、同条に規定する団体に対し、指定管理診療所の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類の提出を求め、次に掲げる基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が指定管理診療所の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿った指定管理診療所の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(その他の事項の規則委任)

第17条 前条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定管理診療所における第4条第1項の診療及び指定管理診療所の居宅サービスに関する業務

(2) 指定管理診療所の休診日を定めること(第5号に規定する業務の遂行上必

要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休診日を診療日とすること及び診療時間等の変更に関する業務。ただし、指定管理診療所の休診日を定め、休診日を診療日とし、又は診療時間等を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 指定管理診療所の利用の制限等に関する業務

(4) 指定管理診療所の入所の制限等に関する業務

(5) 指定管理診療所の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理診療所の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(利用料金)

第19条 指定管理診療所において第4条第1項の診療又は居宅サービスを受けた者は、指定管理者に対し、それらの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 第7条第1項各号の規定は、利用料金(居宅サービスを受けた者の利用に係る料金を除く。)の額について準用する。この場合において、同項第2号及び第4号中「市長が」とあるのは「、第15条に規定する指定管理者が市長の承認を得て」と、同項第3号中「額)」とあるのは「額)の範囲内において、第15条に規定する指定管理者が市長の承認を得て定める額」と読み替えるものとする。

3 利用料金(居宅サービスを受けた者の利用に係る料金に限る。)の額は、居宅サービス費用基準算定額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付)

第20条 利用料金は、利用の都度納付しなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、延納させ、又は分納させることができる。

(利用料金の減免)

第21条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規

則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第 2 3 条 指定管理診療所の管理を指定管理者が行う場合において、第 5 条、第 6 条及び第 1 2 条から第 1 4 条までの規定の適用については、第 5 条第 1 項第 4 号中「市長」とあるのは「市長又は第 1 5 条に規定する指定管理者」と、同条第 2 項及び第 3 項、第 6 条、第 1 2 条並びに第 1 3 条中「市長」とあるのは「第 1 5 条に規定する指定管理者」と、第 1 2 条各号列記以外の部分及び第 1 3 条中「診療所」とあるのは「同条に規定する指定管理診療所」と、第 1 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「診療所」とあるのは「第 1 5 条に規定する指定管理診療所」と、第 1 4 条本文中「診療所」とあるのは「次条に規定する指定管理診療所」と、「市長」とあるのは「同条に規定する指定管理者」とする。

第 9 条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「制限する」を「制限し、又は中止させる」に改め、同条を第 1 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(入所の制限等)

第 1 3 条 市長は、診療所の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入所を拒み、又は退所させることができる。

第 8 条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」を「前 3 条の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用料等の不還付)

第 1 1 条 既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第 7 条中「診療を受けたとき、又は」を削り、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるとき」を「市長は、規則で定める場合」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条第 2 号中「特別診断書」を「自動車損害賠償責任保険に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの」に改め、同条第 5 号ア中「5, 250 円」を「5, 500 円」に改め、同号イ及びウ中「4, 200 円」を「4, 400 円」に改め、同号エ中「3, 150 円」を「3, 300 円」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 診察券(再交付の場合に限る。) 1枚につき150円

(8) 前各号に定めのない文書 実費を基準として市長が定める額

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「前条第1項に規定する」を「診療所(第15条に規定する指定管理診療所を除く。次項において同じ。)において第4条第1項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療を行ったときは、診療報酬の算定方法に基づき算定した額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額

第5条第1項第3号中「往診距離に応じて市長が定める額」を「次に掲げる往診距離の区分に応じて定める額(以下「往診料額」という。)に、往診料額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同号に次のように加える。

ア 片道2キロメートル以下の場合 300円

イ 片道2キロメートルを超え、4キロメートル以下の場合 400円

ウ 片道4キロメートルを超える場合 イの額に2キロメートル(2キロメートル未満の端数があるときは、これを2キロメートルとする。)につき300円を加算した額

第5条第2項中「前条第2項に規定する」を「診療所の」に改め、「算定した額」の次に「(以下「居宅サービス費用基準算定額」という。)」を加え、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(休診日)

第5条 診療所の休診日は、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる診療所について、それぞれ同表の右欄に掲げる日

診療所	休診日
相模原市国民健康保険青野原診療所	日曜日及び月曜日
相模原市国民健康保険青根診療所	日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日
相模原市国民健康保険内郷診療所	日曜日、水曜日及び土曜日

相模原市国民健康保険藤野診療所	日曜日及び月曜日
相模原市国民健康保険日連診療所	日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休診日を診療日とすることができる。

3 市長は、第1項第4号の規定により休診日を定め、又は前項の規定により休診日を診療日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。
(診療時間等)

第6条 診療所の診療の受付時間及び診療時間(以下「診療時間等」という。)は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

診療所	診療の受付時間	診療時間
相模原市国民健康保険 青野原診療所	午前8時30分から午前 11時30分まで及び 午後3時から午後4 時30分まで	午前9時から正午まで 及び午後1時から午後 5時まで
相模原市国民健康保険 青根診療所	午前8時30分から午前 11時30分まで及び 午後1時から午後4 時30分まで	午前9時から正午まで 及び午後1時から午後 5時まで
相模原市国民健康保険 内郷診療所	午前8時30分から午前 11時30分まで及び 午後2時30分から 午後5時30分まで	午前9時から正午まで 及び午後1時30分か ら午後6時まで
相模原市国民健康保険 藤野診療所	午前8時30分から午前 11時30分まで及び 午後3時から午後4 時30分まで	午前9時から正午まで 及び午後1時から午後 5時まで
相模原市国民健康保険	午前8時30分から午	午前9時から正午まで

日連診療所	前 1 1 時 3 0 分まで及 び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	及び午後 1 時から午後 5 時まで
-------	--	-----------------------

- 2 市長は、前項ただし書の規定により診療時間等を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(相模原市立診療所条例の一部改正)

第 2 条 相模原市立診療所条例(平成 2 2 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立青野原診療所の項及び相模原市立藤野診療所の項を削る。

(相模原市立診療所条例の廃止)

第 3 条 相模原市立診療所条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 3 条の規定及び附則第 5 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の相模原市国民健康保険診療所条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前の相模原市国民健康保険青根診療所、相模原市国民健康保険内郷診療所及び相模原市国民健康保険日連診療所の利用に係る使用料及び手数料の取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。

(相模原市立診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前の相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、これらの診療所の利用に係る料金に関する事務は、市長が行うものとする。

(相模原市立診療所条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前の相模原市立千木良診療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。この場合において、当該診療所の利用に係る料金に関する事務は、市長が行うものとする。